

令和4年4月13日

大通周辺駐輪場 ご利用者様

## 大通周辺駐輪場の一時利用に係る料金の收受誤り及びご返金について

このたび、大通周辺有料駐輪場のうち、3か所の駐輪場（北1西1地下駐輪場、西2丁目線地下駐輪場、南2西4五番街駐輪場）において、精算機内のシステムの設定に誤りがあり、一時利用に係る料金の過収受が発生していたことが判明いたしました。

ご利用の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

なお、申し出のありました利用者の方々には返金対応を行っているところですが、個人の特定ができないため、まだ返金対応を受けていないご利用者様におかれましては、下記の通りご返金対応をさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 該当する方

下記2の駐輪場において、令和4年4月1日（金）～4月7日（木）までの間に、一時利用（※）をされた方のうち、入場日から日を跨いで出場された方が対象となります。

※1回（24時間以内）の利用で100円（原動機付自転車は200円）

#### 2 該当駐輪場と過収受金額、該当件数

- (1) 北1西1地下駐輪場（中央区北1条西1丁目）
- (2) 西2丁目線地下駐輪場（中央区南1条西2丁目）（原動機付自転車1件含む）
- (3) 南2西4五番街駐輪場（中央区南2条西4丁目）

#### 3 発生原因

上記の駐輪場における入退場管理機器の設置工事において、一時利用に係る精算機の料金設定について、24時間毎に100円を課金する設定とすべきところ、日単位で100円を課金する設定としてしまい、日を跨いで利用された方から料金を多く収受してしまいました。なお、該当精算機のシステム設定変更を行い、4月8日以降は過収受状態が解消しております。

#### 4 今後の対応

申し出のありました利用者の方には、過収受分の返金対応を行っております。

既にお支払いいただいた利用者の方には、駐輪場の指定管理者【大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ、電話011-211-5190、営業6～24時】にお問い合わせの上、2の(1)北1西1地下駐輪場及び(2)西2丁目線地下駐輪場についてはそれぞれ利用された駐輪場へ、(3)南2西4五番街駐輪場(※無人)については(2)西2丁目線地下駐輪場へお越しいただき、利用状況などを聞き取りの上、返金させていただきます。

#### 【問い合わせ先】

<返金手続きに関する事>

駐輪場指定管理者【大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ】（211-5190）

<その他本件に関する事>

札幌市建設局総務部自転車対策担当課（211-2456）